

## 令和2年5月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和2年5月27日(水)

午後3時00分 開 会      午後4時5分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石川善昭
委員	安藤清
委員	八角憲男
委員	伊藤晴美
委員	杉崎継雄

### 4 出席職員

学校教育課長	宇野 聡	社会教育課長	林 秀行
銚子高等学校長	宮内 輝久	学校教育課長補佐	小関 宏昌
教育総務室長	石毛 秀明	学校教育室長	古澤 孝男
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	網中 昭仁	学校給食センター所長	高木 利雄
銚子高等学校事務長	岩船 等		

### 5 議題等

議案第20号 令和3年度銚子市立高等学校第1年次入学者選抜要項について

議案第21号 海匠採択地区協議会の委員の選任に係る承認について

議案第22号 代決処分の承認を求めることについて(社会教育施設における臨時の休館・休場)

議案第23号 代決処分の承認を求めることについて(社会教育施設における臨時の休館・休場)

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和2年5月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

4月24日に開催いたしました令和2年4月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**【教育長】**

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

**【教育長】**

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

**【教育長】**

(別添資料により報告)

**【教育長】**

続きまして、令和2年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について所管課長より報告させます。

**【学校教育課長】**

それでは、令和2年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について、ご説明いたします。6月市議会定例会が、5月29日から6月22日までの会期で開催されます。教育委員会として補正予算要求する予定ですが、現時点で、まだ金額等が確定していないことから、今回の教育委員会定例会では、議案として上程できませんでしたので、現時点での要求予定のものを報告し、要求額確定後、代決処分させていただき、来月の定例会で承認をお願いしたいと考えております。それでは、「令和2年6月補正予算総括表」をご覧ください。令和2年6月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和2年度銚子市一般会計（教育費）補正予算として、歳入分11事業、合計1億6,318万7千円、歳出分16事業、3億2,174万3千円を増額しようとするものです。各々の予算要求の具体的な内容については、担当課長等から説明させていただきます。

それでは、このうち学校教育課所管分につきまして、ご説明いたします。まず、歳入です。1行目、4行目、7行目は、感染拡大防止のため、消毒用消耗品、備品の購入に係る国庫補助である学校保健特別対策事業費補助金及び教育支援体制整備事業費補助金で、合計179万5千円を計上したものです。次に2行目、5行目は、GIGAスクール構想の実現に向けた端末整備、遠隔学習用マイク等及びGIGAスクールサポーター配備に係る国庫補助である公立学校情報機器整備費補助金で、合計1億135万9千円を計上したものです。次に3行目、6行目は、GIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備に係る国庫補助である公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で、合計5,754万円を計上したものです。次に最下段8行目、及び2ページの1行目は、ICTを活用した学習支援に係る県補助である学習支援ソフト導入補助金で、合計188万1千円を計上したものです。次に歳出です。1行目、3行目、5行目は、新型コロナウイルス感染症対策事業経費の小・中学校及び幼稚園分の補正で、合計259万円の要求であり、国庫補助金を財源に新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒用消耗品や空気清浄機などの備品購入に係る経費を計上したものです。次に2行目、4行目は、GIGAスクール構想推進事業経費の小・中学校分の補正で、合計3億2,156万2千円の要求であり、PC端末等の購入、GIGAスクールサポーター業務委託及び学校ネットワーク整備に係る経費については国庫補助金を財源に、ICTを活用した学校支援システム使用に係る経費については県補助金を財源

にそれぞれ計上したものです。

続きまして、学校給食センター所管分についてご説明します。歳入にお戻りいただき裏面、2行目をご覧ください。令和2年2月27日付け全国一斉休業に伴い、すでに発注されていた3月分の食材について、納入業者に対する補償金が発生しており、その財源として国庫補助である学校臨時休業対策費補助金で、45万2千円を見込むものです。次に歳出です。6行目、7行目は、新型コロナウイルス感染症対策事業経費の小・中学校の補正で、合計354万5千円の要求であります。事業概要は、就学援助の対象である準要保護児童生徒の保護者に対しては、学校給食費を援助しているところではありますが、一斉臨時休業期間中は給食の提供が無いことから、昼食は家庭でとることとなっており、その経済的負担を軽減するため、給食費相当額を補助するものです。次に最下段8行目は、先ほど歳入でご説明しましたが、すでに発注されていた3月分の食材に係る納入業者に対する補償金60万4千円を計上したものです。以上、学校給食センター所管分の説明を終わります。

#### 【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分についてご説明いたします。社会教育課分の歳入はありませんので、歳出についてご説明いたします。裏面をご覧ください。当課の予算要求は、1段目から7段目までの7事業で、6段目のスポーツ振興室、銚子さんまマラソン運営経費800万円の予算減額要求を除き、全て社会教育関係施設及び事業における「新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対策事業経費」です。この6件の合計額は、44万3千円の増額要求です。それぞれ、非接触型体温計、消毒用アルコール等の購入経費に充てようとするものです。一般財源を財源としていますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金が充当されることを見込んでの要求です。また、6段目、スポーツ振興室、銚子さんまマラソン運営経費800万円の減額要求は、令和2年11月15日日曜日に開催を予定していた銚子さんまマラソンが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となったためのもので、銚子さんまマラソンが、中止となった理由は、新型コロナウイルスの感染が拡大し、先行きが見通せない状況にあること、全国から参加してくださるランナー、応援をいただく多くの市民の皆様の健康と安全を守ることが困難であると見込まれること、開催の準備を進めたくて中止となると、大会にご理解とご支援をいただいている多くの協賛企業の方々にもご迷惑をおかけすること、大会の大きな魅力ともなっている焼きさんまの提供も困難となる可能性があること、10月18日に開催予定であった「ちばアクアラインマラソン」が中止となったことなどです。大会を運営する銚子さんまマラソン実行委員会においては、4月24日を期限として、書面における協議及び議決により、本年度大会の開催を中止することに、賛成21、反対1で、中止が決定され、5月1日に発表されたものです。このため、本年度、市から実行委員会へ支出を予定していた負担金800万円の歳出予算を減額要求したものです。以上で、社会教育課分の説明を終わります。

#### 【銚子高等学校事務長】

続きまして、銚子高校所管分について、ご説明いたします。歳入にお戻りいただきまして、裏面の3行目をご覧ください。新型コロナウイルス感染防止対策のためのマ

スク等消耗品の購入に係る国庫補助である学校保健特別対策事業費補助金16万円を計上したものです。次に、歳出ですが、裏面の最後の行をご覧ください。新型コロナウイルス感染防止対策のためのマスクなどの購入のほか、臨時休校措置に伴い生徒への諸連絡関係通知や、休校中に生徒が取り組む課題等の発送に要する経費99万9千円を計上し、要求するものです。なお、歳入で説明いたしましたが、マスク購入など感染防止対策のため消耗品の購入に係る経費の2分の1については、国の学校保健特別対策事業補助金を活用しようとするものです。以上で、銚子高校所管分についての説明を終わります。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

それでは、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

**【松崎委員】**

タブレット端末を一人1台ということですが、それによって秋冬に再度新型コロナウイルス感染症等の流行があった際には、遠隔授業が可能になるのでしょうか。

**【学校教育課長】**

当初、年度内にこのような整備を進めていく予定でしたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で国からも早急にということです。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の時期にはよりますが、できる限りその際に対応できるよう準備を進めています。

**【教育長】**

日本全国で一斉に始まりますので、器材が年内に揃うかということもあります。9月、10月に今回のような状況になった時に、すぐにオンラインで授業が始められるかということについては器材が揃っていないと難しいということですので、なるべく早く導入できるよう準備をしていきます。

**【松崎委員】**

1校当たり100万円から500万円の補助が国からというような報道もありましたが、そのような情報というのは市へは何か入っていますか。

**【学校教育課長】**

報道は見ていますが、それについての通知等はみていません。

**【伊藤委員】**

この機器は児童生徒へは貸与ですか。

**【学校教育課長】**

そうです。貸し出すことになります。

**【伊藤委員】**

このような機器は何年かで入れ替えになるかと思いますが、それに対することについて文部科学省からは何か情報がきていますか。

**【学校教育課長】**

今回導入するということだけで、そのあとの持続的なことについては、見込みの予算建ては行われていないと思います。

**【伊藤委員】**

導入される機器やシステム等は、全国统一のものですか。

**【学校教育課長】**

機器等全て市で用意をして貸出しを行います。国から届くわけではありません。

**【伊藤委員】**

国から補助金でもらって各自治体がそれぞれに業者に発注をするということですか。それは、各自治体によって導入されるメーカーも機器も違ってくるといいますか。

**【学校教育課長】**

そういうことになります。

**【伊藤委員】**

内容についても各自治体で考えていくので違うものになるといいことですか。

**【学校教育課長】**

そうなります。

**【教育長】**

国からそれに対する支援がありますので、各個人で持ってもらいますが、課題としては各家庭のネット環境が整っているかということで、環境がなければなにかしらの公的な手立てをしなければなりません。

**【伊藤委員】**

各学校にフリーWi-Fi を付けて校内であればどこでも利用できるようにするということですか。

**【学校教育課長】**

各学校は高速回線を引いて対応します。各家庭でもポータブルWi-Fi を貸し出してそのタブレットが使えるようにしていく予定です。

**【八角委員】**

児童生徒に一人1台ずつ貸与ということですが、各家庭からの支出は発生しませんか。

**【学校教育課長】**

各家庭によってネット環境が違うと思われるので、準要保護家庭については各家庭でWi-Fi環境が整えられるよう公的な援助を行っていくよう指示がきていますので、状況を把握していきながら進めているところです。

**【教育長】**

様々な環境作りと通信費等を含めてまだ課題がたくさんあります。公的費用でどこまで対応し、どこから私費としていくかについては十分に検討していかなければなりません。

**【教育長】**

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

**【教育長】**

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、栢崎委員を指名します。

**【教育長】**

続きまして、日程第2 議案第20号を議題といたしますが委員の皆さんにお諮りします。議案第20号は市立銚子高校の入学者選抜の案件で、公表前のため、審議は非公開にし、公表は県立高等学校に合わせる必要があるため、議事録の公開は、県の教育委員会会議で議決した以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【教育長】**

ご異議ないものと認めます。

よって議案第20号は非公開とし、議事録への記載は県の教育委員会会議で議決した以降とすることとします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

**《 職 員 退 室 》**

**【教育長】**

休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第2 議案第20号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

**【教育長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第20号「令和3年度銚子市立高等学校第1年次入学者選抜要項について」御説明申し上げます。本議案は、令和3年度の銚子市立銚子高等学校第1年次の普通科及び理数科の入学者選抜要項を定めようとするものです。本要項は、令和3年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に準じ、市立高校の募集定員、期待する生徒像、検査の内容等を定めるものです。令和3年度入学者選抜は、昨年度から大きく変わります。昨年度までは、前期選抜と後期選抜の2回の学力検査がありましたが、今年度から一般入学者選抜で1回の学力検査となります。日程ですが、2月24日・25日となっています。一般入学者選抜は、1日目に県共通の学力検査を国語・数学・英語の3教科を行います。時間は英語のみ60分で、あとは各50分で行います。2日目に県共通の学力検査を理科・社会の2教科各50分で行うとともに、各高等学校ごとの学校設定検査を行います。それでは、令和3年度銚子市立高等学校第1年次選抜要項について説明します。1ページ、第1、募集定員について昨年度から40名減とし、普通科・理数科をくくり募集で、280名とします。第2、一般入学者選抜について、一般入学者選抜に関して、提出書類、提出期間、志願の変更、検査の期日、検査の内容、追検査、選抜方法等を定めてあります。2、志願又は希望の変更について、出願後に、1回に限り、志願する学校又は希望する選抜の種類を変更することができます。3、入学願書等の提出期間等の特例、入学願書の提出期間を過ぎてから、保護者の転勤等に伴う転居により、高校入学後の通学に支障があるためやむを得ず新たに高等学校を志願する者を特例として認めます。2ページ、4、入学許可候補者(内定者)の選抜枠及び期待する生徒

像について、期待する生徒像については、そこに記載されている通りで、昨年度との変更点はありません。6、検査の内容について、第1日は、国語・数学・英語の3教科の学力検査を行います。英語のみ60分です。第2日は、理科・社会の2教科の学力検査を行うとともに、各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及び、その他の検査のうちからいずれか1つ以上の検査を実施することになっています。市立高校では、昨年度同様、自己表現、を実施することとします。自己表現、につきましては、40分の時間で、日本語又は英語での記述による自己表現、または、実技による自己表現を選択することになります。7、追検査について、インフルエンザ罹患等による発熱で別室での受検も困難であるなど、やむを得ない理由で本検査を全く受検することができなかった場合に、追検査を受検することができます。3ページ、8、選抜方法について、中学校の校長から送られた調査書の評定の合計値、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を数値化したものを資料とし、市立高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うこととします。なお、昨年度までは、各中学校から提出された調査書の点数を補正していましたが、今年度からその補正はなくなりました。第3、第2次募集等について、入学許可候補者が募集定員に満たない場合には、第2次募集を行います。すべての高校において面接を実施し、さらに、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか1つの検査を実施することになっています。市立高校では、面接と作文を実施することとします。その他、選抜に係る日程、手続き等につきましては、全て県に準じます。選抜実施要項、に加え、銚子市立高等学校の通学区域に関する規則及び銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱を添付してごさいます。銚子市立高等学校の通学区域に関する規則は、志願することのできる居住地の範囲を定めたものです。また、銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱は、特別な事情にあるもの志願等について定めたものです。ともに、昨年度との変更箇所はありません。近隣市町の教育委員会や中学校へは、選抜要項に通学区域に関する規則及び志願の特例に関する要綱を添えて配布します。県からは、市立高校も含めた公立高等学校入学者選抜実施要項が、6月下旬に配布される予定です。以後、市立高校の入学者選抜については、県立高校と歩調を合わせて実施してまいります。以上、議案第20号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございせんか。

**【伊藤委員】**

昨年まで行われていた調査書の補正がなくなるということですが、補正とはどのようなものだったのですか。そして、それはどうしてなくなるのですか。

**【学校教育課長】**

補正について、中学校の評価が絶対評価という方法で行っています。それにも基準はありますが、各学校によってばらつきがでできます。それを補正するために行われてきました。これがなくなる経緯については、市では把握はしていません。

**【松崎委員】**

補正がなくなると甘い評価がでてくる可能性があると思います。県が十分に考えて、補正しないで全ての検査が行われるんですよ。

**【学校教育課長】**

そうなります。

**【伊藤委員】**

選抜方法としては、いままでよりも試験の結果を重視する方向に向かっているということですか。

**【学校教育課長】**

評価については、県が意図したところで、このような方法になっていると思います。

**【松崎委員】**

追検査については、今回からだと思いますが、学力検査は本検査と同じ5教科で検査時間も同じですか。

**【学校教育課長】**

はい、5教科で、時間についても本検査に準じて行われるので同じです。

**【松崎委員】**

先ほど、インフルエンザ等ということでしたが、新型コロナウイルス感染症に罹ってしまうと追検査に間に合わないこともあると思いますので、今後、それも含めて検討の余地があると思います。

**【教育長】**

志願又は希望の変更ということで、ここでいう希望とはどのようなものですか。

**【学校教育課長】**

選抜方法については2つあり、一般入学者選抜と中国等帰国生徒の特別入学選抜があり、この変更を認めるということでこのような標記になっています。

**【教育長】**

第2の2の志願の変更の(1)で出願した者は、1回に限り、志願する高等学校変更又は希望する選抜の種類を変更することができる。というのがそこを想定しているということですか。

**【事務局】**

過去3年間この中国等帰国生徒の特別入学選抜で入学した生徒はいませんが、これに該当をするのでこちらで受験したいという希望があった場合には、それを認めるということです。

**【教育長】**

わかりました。

**【教育長】**

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

**【教育長】**

これより採決をいたします。議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。



【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

### 《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第20号は、原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第3 議案第21号を議題といたしますが委員の皆さんにお諮りします。議案第21号は教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降にいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第21号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

### 《 職 員 退 室 》

【教育長】

休憩に前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第21号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第21号、海匝採択地区協議会の委員の選任について説明申し上げます。協議会の委員につきましては、規約の第5条に規定されているとおり、3市教育委員会の教育長及び委員各1名、校長の代表者4名、教員の代表者1名、開かれた教科書採択の推進という観点から3市の保護者の代表者各1名となっております。銚子市教育委員会からは、規約第5条第1項第1号の規定により、石川教育長を、第2号の規定により、教育委員会を代表する安藤教育長職務代理者に、協議会の委員をお願いするも

のでございます。また、その他の委員の選任につきましては、机前にご用意いたしました資料「海匝採択地区協議会規約の運営について」のうち第5条関係に基づき、校長の代表者として、東総校長会会長及び副会長2名、並びに千葉県教育研究会東総支会会長を、教員の代表として千葉県教育研究会東総支会役員を、保護者の代表として3市のPTA連絡協議会会長を委員に選任するものでございます。なお、今回の議案につきましては、旭市、匝瑳市ともに5月22日に開かれた教育委員会会議において承認されております。以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

## 《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第21号は、原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第22号及び議案第23号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第22号「代決処分の承認を求めることについて」及び議案第23号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。この両議案は、新型コロナウイルスの感染の防止を図るため、社会教育施設9施設の臨時休館、休場を継続するため

に、教育長の代決処分を行いましたので、これを教育委員会に報告し、ご承認を頂くとするものです。議案第22号の「代決処分の承認を求めることについて」は、4月24日に開催された本委員会におきましてご説明いたしましたとおり、感染防止のために、4月7日の令和2年代決処分第5号により、令和2年5月6日まで、社会教育施設9施設を臨時に休館、休場といたしました。その後、4月27日、千葉県教育委員会は、5月6日が期限となっていた国の緊急事態宣言が続くかどうかの判断が、大型連休中になった場合、宣言が解除されても保護者への連絡や、子供たちの登下校に混乱が生ずる可能性があるため、新たに5月7日、木曜日、8日、金曜日を臨時休校の措置をとることを決定しました。また、これに沿って、市教育委員会でも同様に市立小中学校、高等学校の臨時休校を延長することとしました。このような状況を踏まえ、当課社会教育施設においても、国、県の動向を見据え、社会教育施設における休館、休場を継続するか否かの判断を行うこととし、5月9日、10日は土曜日、日曜日であり、実質的に学校の休校状態が5月10日まで続くことに加え、11日、月曜日の通常の休館日であることを考慮し、5月7日から11日までの5日間について、臨時の休館・休場を継続することとし、4月28日に代決処分第6号として、教育長の代決処分を行いました。また、議案第23号の「代決処分の承認を求めることについて」は、同様に、千葉県教育委員会は、令和2年5月1日付けで、県立学校を同月31日まで臨時休校することとし、市教育委員会も同様に市立小中学校、高等学校の臨時休校を延長することとしました。これは、この時点で、国の緊急事態宣言の期間が、1月程度延長されることが見込まれるようになったためであると考えられます。当課社会教育施設においても、市立小中学校、高等学校の臨時休校に歩調を合わせ、令和2年5月12日から同月31日まで、臨時の休館・休場を継続することとし、早急に発表する必要があったため、同日、5月1日に代決処分第7号として教育長の代決処分を行ったものです。先にご説明したとおり、公正図書館を除く社会教育施設は、各施設の管理規則等で教育委員会が必要と認める場合に限り、臨時に休館日を定めることができる。こととなっていますが、早急に休館・休場を決定する必要があったため、代決処分したものであり、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、教育長が代決処分したため、同条第4項の規定により教育委員会にご報告し、その承認を求めようとするものです。なお、公正図書館についても、管理規則に基づき、教育長の決裁により、5月7日から5月31日まで同様に休館の措置をとっています。また、銚子市の社会教育施設は、感染拡大防止の対策に努め、そのために一部利用制限等を実施させていただいたうえで、6月2日、火曜日から施設を再開します。各施設の主な利用制限ですが、26日から休館中の予約図書館の貸出を開始しました公正図書館は、利用時間を30分以内とし、机・イスを利用したの読書、自習、調査研究はできません。市民センター、地区コミセンは、貸室の面積に応じ、利用人数を制限させていただきます。概ね通常の収容人数の半分程度とします。また、飛沫感染のおそれのある活動や、身体的接触を伴う活動できません。更に、市民センターの音楽広場とスタジオは、換気を行う窓がないため、また、調理室は、調理及び飲食による感染リスクが高いため利用できません。体育施設は、同様に、飛沫感染のおそれのある活動や、身体的接触を伴う活動は、利用できません。ただし、

種目で制限してしまうと、ほとんどの種目で施設が使用できないこととなります。このため、使用場所、使用人数、活動内容等を銚子市体育館までご相談いただくこととしました。また、利用制限は随時見直しを行います。関係団体による感染防止のガイドラインが作成された場合には、それに沿った利用をしていただくことを条件に施設を使用していただくという考えです。なお、利用制限等に関する詳細については、29日に発表させていただき、市のホームページに掲載したいと考えます。以上で、議案第22号及び議案第23号の説明を終わります。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。はじめに議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後4時5分

以上をもちまして、令和2年5月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年6月24日

署名委員 安 藤 清

署名委員 裕 崎 継 雄